

宮城県警察の会計監査に関する訓令

平成16年5月14日
宮城県警察本部訓令第18号

宮城県警察の会計監査に関する訓令を次のように定める。

宮城県警察の会計監査に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、会計経理の適正を期するため、宮城県警察が行う会計監査（以下「会計監査」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会計監査責任者)

第2条 警察本部長（以下「本部長」という。）は、会計監査責任者として、各所属に対して会計監査を行うものとする。

2 会計監査責任者は、その指名する職員（以下「指名職員」という。）に会計監査を行わせることができる。

(実施計画の策定)

第3条 総務部会計課長（以下「会計課長」という。）は、毎年度、次に掲げる事項を定めた会計監査の実施計画を策定し、会計監査責任者に報告するものとする。

- (1) 監査の実施時期
- (2) 監査の対象所属
- (3) 監査の実施項目
- (4) その他必要な事項

2 会計監査責任者は、会計監査を実施するため、特に必要があるときは、会計監査実施計画を変更することができる。

(会計監査の実施)

第4条 会計監査責任者は、会計監査実施計画に従い、会計監査を行うものとする。

2 前項の規定によるもののほか、会計監査責任者は、警察の会計経理の適正を期するため特に必要があるときは、その都度、速やかに会計監査を行うものとする。

(会計監査実施上の留意事項)

第5条 会計監査を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 厳正かつ公平を旨とすること。
- (2) 正確な事実の把握に努めること。
- (3) 会計監査を通じて知り得た秘密を厳守すること。
- (4) 関係者の人権及び業務に支障を及ぼさないように配慮すること。

(資料の提出要求等)

第6条 指名職員は、必要があるときは、会計監査の対象所属の長（以下「所属長」という。）又は所属の職員に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

(会計監査実施結果の報告と措置)

第7条 会計監査責任者は、会計監査実施結果に基づき、当該所属長に対し、会計監査の結果を通知するとともに、是正又は改善を要すると認められる事項については、必要な措置を講じるよう指導するものとする。

2 前項の指導を受けた所属長は、是正又は改善の措置を講じ、その結果について速やか

に会計課長を経て会計監査責任者に報告するものとする。

(公安委員会への報告)

第8条 本部長は、前年度における会計監査の結果を宮城県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に対し、少なくとも年に1回以上、報告するものとする。

2 本部長は、特に必要があるときは、速やかに会計監査の結果を公安委員会に報告するものとする。

(会計事務の指導)

第9条 会計課長は、各所属の職員に対して、会計事務の取扱いについて指導するものとする。

附 則

この訓令は、平成16年5月14日から施行する。

附 則(平成18年3月24日本部訓令第6号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。